

議案第 5 1 号

関市古民家にぎわい施設条例の制定について

関市古民家にぎわい施設条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 9 月 1 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市古民家にぎわい施設を設置するため、この条例を定めようとする。

関市古民家にぎわい施設条例

(設置)

第1条 歴史ある建物を活用し、中心市街地ににぎわいを創出するとともに、市民の交流の場の提供及び催事を通じた地域コミュニティの形成に寄与するため、本市に関市古民家にぎわい施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 関市古民家にぎわい施設

位置 関市本町7丁目13番地

(休館日)

第3条 施設の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）

(2) 休日の翌日（当該休日の翌日が土曜日、日曜日又は休日である場合を除く。）

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日

2 市長は、特に必要と認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日とすることができる。

(使用時間)

第4条 施設の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 市長は、特に必要と認めるときは、前項の使用時間を変更することができる。

(使用の許可)

第5条 施設の全部又は一部を独占して使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、施設の管理上必要な条件（以下「使用許可条件」という。）を付けることができる。

(使用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しないことができる。

- (1) 前条第1項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であるとき。
- (3) 申請者が施設又はその設備、備品等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 施設の管理上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、施設を使用させることが適当でないと認めるとき。

（目的外使用等の禁止）

第7条 第5条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用の許可を受けた目的以外の目的に施設を使用し、又は施設の使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 使用者が使用許可条件に違反したとき。
- (3) 使用者が第6条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 使用者が偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたことが明らかになったとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定による許可の取消し等により使用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

（使用料）

第9条 使用者は、あらかじめ別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 納入した使用料は、返還しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により施設を使用することができない場合のほか市長が特に必要と認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

3 市長は、市が主催する事業等に施設を使用する場合のほか特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、施設の使用を終了したとき又は第8条第1項の規定により施設の使用を中止されたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(遵守義務)

第11条 施設を利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設又はその設備、備品等を損傷し、又は汚損しないこと。

(2) 許可を受けずに物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告物等を配布しないこと。

(3) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

2 市長は、利用者が前項の規定に違反した場合は、その行為を止めることを指示し、これに従わないときは、施設からの退去を命ずることができる。

(損害賠償の義務)

第12条 利用者は、施設又はその設備、備品等を損傷し、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害の一部又は全部を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月15日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行の日前においても、施設の使用に係る許可申請の受付その他の準備行為をすることができる。

別表（第9条関係）

区分	金額（円）						
	土間1	土間2	土間3	裏庭	茶の間	茶室	2階各室 （1室あたり）
使用料 （1時間）	100	100	100	300	100	100	100

備考

- 1 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、その端数を1時間として計算する。
- 2 使用者が入場料（入場料、会費、会場整理料その他名目のいかんを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。）を徴収する場合又は商業宣伝の目的で使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額の3倍の額とする。